

村山市監査委員公告第 12 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 5 月 21 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

記

1. 監査の対象 議会事務局
2. 監査委員の除斥 本件については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、佐藤昌昭委員を除斥した。
3. 監査の期間 平成 30 年 5 月 11 日から平成 30 年 5 月 21 日
4. 監査の範囲 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
5. 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、所管課等から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 30 年 5 月 11 日に関係職員から説明聴取を行った。
6. 監査の結果 適正に執行されたものと認められた。